

平成18年度「草津市次世代育成支援対策地域行動計画」の数値目標事業の進捗状況

項目	計画策定時の 現状 (H16年度)	H18年度 実績	H21年度 の目標	備考
○通常保育事業	2,199人 (1,960人)	2,198人 (1,990人)	2,600人 (2,600人)	・現状はH16.10 現在 ・()は定員
○延長保育事業 通常保育時間を延長して行う事業。	15か所	15か所	18か所	
○夜間保育事業 夜間に、保護者が一時・緊急的に保育できない場合に保育園で預かる事業。	未実施	0	1か所	
○特定保育事業 保護者のパートタイムなどの就労により保育が困難な0～3歳児未満の児童について、週2～3日程度または午前もしくは午後のみなどの柔軟な保育を実施する事業。	未実施	他事業（一時保育・無認可保育所・ファミサポ等）により対応	他事業（一時預かり保育）により対応	
○休日保育事業 日曜・祝日等において保育が困難な場合に保育所で児童を預かる事業。	1か所	1か所	2か所	
○放課後児童クラブ 放課後児童健全育成事業を実施するために設置するクラブ。	552人 (600人)	465人 (630人)	690人 (690人)	・現状はH16.8 現在 ・()は定員
○病後児保育（施設型） 子どもが病気で集団保育できないときで、保護者が勤務の都合等の理由により家庭で保育できない場合、預けることができる事業。	1か所	1か所	2か所	
○子育て短期支援事業（ショートステイ） 保護者の病気等の理由により、一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間預かる事業。	未実施	児童養護施設等で対応	他事業（児童養護施設等）により対応	

項目	計画策定時の 現状 (H16年度)	H18年度 実績	H21年度 の目標	備考
○子育て短期支援事業（トリイトステイ） 保護者が仕事などの理由により、恒常的に帰宅時間が夜間にわたる場合や、休日に不在などの場合で、お子さんに対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	未実施	児童養護施設等 等に対応	他事業（児童養護施設等） により対応	
○一時保育事業 保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に、保育園で預かる事業。	2か所	2か所	5か所	
○ファミリー・サポート・センター事業 会員組織により子どもの預かり等を有料で行う事業で、本市ではNPO法人天気村に委託しています。	未実施	1か所	1か所	
○地域子育て支援センター事業 子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業。	2か所	2か所	3か所	
○つどいの広場事業 地域の親子の居場所として、主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中のすべての親が気軽に集い、交流をはかることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を地域に設置する事業。	未実施	未実施	他事業により 対応	
○都市計画区域内（市内全域） 人口一人あたりの都市公園面積	4.51 m ²	4.62 m ²	10.0 m ² (目標 H22年)	現状はH16.9 現在